

大阪市市政改革会議運営要領(案)

(目的)

第1条 この要領は、大阪市市政改革会議設置要綱（平成23年5月25日市長決裁）第9条に基づき、大阪市市政改革会議（以下「改革会議」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議の公開)

第2条 改革会議の会議は、公開するものとする。ただし、改革会議が公開することが適当でないと認める事項を審議する場合は、この限りでない。

(公開の方法)

第3条 会議の公開は、会議の傍聴を認めることにより行うものとする。ただし、前条ただし書きの規定に基づき傍聴による会議の公開が認められない場合は、会議終了後、会議の要旨を明らかにする書面を作成し、これを公開することによって行うものとする。

2 会議を円滑に運営するため傍聴要領を別に定める。

(会議開催の周知)

第4条 公開による会議を開催するにあたっては、その開催日の1週間前までに開催日時、場所、議題、傍聴に関する事項、問い合わせ先を市役所の掲示場に掲示し、かつ、大阪市ホームページに掲載するものとする。ただし、会議を緊急に開催する必要があるときは、この限りでない。

(会議録等)

第5条 改革会議の会議については、会議録を作成する。

2 会議録に記載する事項は、次のとおりとする。ただし、委員会を非公開とした場合、第4号、第5号に替え、議事の要旨とする。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 出席者の氏名
- (3) 議題
- (4) 個々の発言内容の要旨
- (5) 発言者氏名
- (6) その他委員会が必要と認める事項

3 会議録等は所定の場所において市民の閲覧に供するものとする。

(会議の運営)

第6条 会議の運営とは、会議における会議内容の筆記、場内整理、出席職員への補助、その他会議の運営補助事務をいい、市政改革室の職員が行うものとする。

(雑則)

第7条 この要領に定めのない事項については、委員長が改革会議に諮って定める。

附 則

この要領は、平成23年6月 日から施行する。

大阪市市政改革会議傍聴要領（案）

（目的）

第1条 この要領は、大阪市市政改革会議運営要領第3条第2項に基づき、大阪市市政改革会議（以下「改革会議」という。）の会議の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

（傍聴の手続）

第2条 会議を傍聴しようとする者は、会議の開始の30分前から会場前で受付を行い、事務局の指示を受けて会場に入場するものとする。

2 前項の受付は、先着順により行い、30分前の時点で定員を超過した場合は抽選を行うものとする。

（報道機関の特例）

第3条 報道機関の傍聴については、記者席を設けるものとする。

2 報道機関の取材については、会場内の所定の位置から議事の進行の妨げにならない限り、写真撮影、録画及び録音を認めるものとする。

（傍聴者の守るべき事項）

第4条 傍聴者は会場においては、次の事項を守らなければならない。

- (1) はち巻き、たすき、ゼッケン、ヘルメットなどを着用しないこと
- (2) 危険物、ビラ、プラカード、旗などを持ち込まないこと
- (3) 飲食又は喫煙をしないこと
- (4) 携帯電話などは受信音を出さないこと
- (5) 写真撮影、録画及び録音等は行わないこと。ただし、改革会議の委員長の許可を得た場合は、この限りでない。
- (6) 会議開催中は静かに傍聴することとし、発言、拍手その他の方法により公然と意見を表明しないこと
- (7) 前各号に定めるもののほか、会場の秩序を乱し又は会議の支障となるような行為をしないこと

（違反者に対する措置）

第5条 傍聴者が前条の規定に違反したときは、委員長はこれを注意し、なおこれに従わないときは、その者を退場させることができる。

（雑則）

第6条 この要領に定めのない事項については、委員長が改革会議に諮って定める。

附 則

この要領は、平成23年6月 日から施行する。